

# 公益財団法人 公益法人協会 第57回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 令和2年6月8日(月) 15時～17時10分
- 2 開催された場所 日本工業倶楽部 4階第四会議室
- 3 理事総数及び定足数  
総数 14名、定足数 8名
- 4 出席理事数 11名  
(実出席) 鈴木勝治、田中 皓、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、橋本大二郎、堀田 力、山岡義典  
(オンライン出席) 太田達男、高宮洋一、早瀬 昇、蓑 康久、渡邊 肇  
(欠席) 浦上節子、片山正夫、岸本幸子  
(監事出席) 谷村 啓(実出席)、中田ちず子(オンライン出席)

## 5 議 題

### 決議及び承認事項

- 第1号議案「2019年度事業報告及び附属明細書の承認」の件
- 第2号議案「『2019年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録』『同 民間公益活動推進基金 明細書』の承認」の件
- 第3号議案「『役員等候補選出委員会による理事並びに評議員候補者名簿及びその定時評議員会への提出』の承認」の件
- 第4号議案「『定時評議員会に提出する定款変更案』の承認」の件
- 第5号議案「諸規程の改定」の件
- 第6号議案「創立50周年記念募金計画」の件

### 報告事項

- ① 2020年度事業の進捗と財務の見通し
- ② 「新型コロナウイルス」の対応状況
- ③ 内閣府「有識者会議」の動向
- ④ 内閣府「相談会事業」の受託
- ⑤ 『「公益法人ガバナンス・コード」の解説』の刊行
- ⑥ その他報告

## 6 議事の経過及びその結果

### (1) 定足数の確認等

冒頭で長沼事務局次長より、オンラインでの出席を含めて理事総数14名中11名が出席、3名は欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認し、続いて、同次長から本会議の議事進行について説明があった。

### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事及び中田監事とし、議案の審議に移った。

○決議及び承認事項

第1号議案「2019年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「『2019年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録』『同 民間公益活動推進基金 明細書』の承認」の件(承認事項)

定時評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が続けて行われた。初めに雨宮理事長より第1号議案について、次のとおり事業報告の説明があった。

〔事業報告〕

様々な社会的課題の解決における公的サービスの限界が一層顕在化し、非営利組織による民間公益活動の果たすべき役割がますます重要なものとなっているなか、2019年度事業計画では、制度改革の原点に立ち返り「民による自発的な公益の増進」を推進し、「活力ある社会を実現する」ことが強く望まれ、民間公益活動の量と質を高めていくことを当協会の取り組むべき大きな課題として位置づけた。2019年度事業計画における基本方針は以下の5点である。

- (1) 中期経営計画「3ヶ年Kプラン」（2019～2021年度）の初年度とし、「集中と選択」の基本原則にのっとり事業を実施する。
- (2) 「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」で採択された大会宣言（財務三基準関連の是正を含めた3項目の政策提言）の実現に向け、政府及び与野党との関係強化・拡大を図り、公益セクターならびに市民社会に広く呼び掛ける。
- (3) 2022年度の協会設立50周年に向けて、持続的な経営基盤を強化するため、役職員が一丸となり組織目標と達成意識を共有し、事業毎に採算性を十分に見極める。
- (4) 公益法人セクター唯一の中間組織であることの自覚と誇りを持ち、会員の利益につながる諸施策、政策提言を引き続き実行する。またそのための調査活動、シンクタンクの機能を強化する。
- (5) 2018年度に実施した各種アンケート結果を分析し、2019年度事業に反映する。

上記の基本方針に沿い、それぞれ次のように事業を実施し成果を得た。中でも特筆すべきは、公益法人制度改正の提言活動と併せ、2019年度の主要テーマに「公益法人のガバナンス」を据え、「公益法人ガバナンス・コード」の策定及び出版・セミナー・相談の各事業を連動させ普及活動、提言活動を実施したことである。また、事務局長制の廃止を視野に、組織体制の見直しを行い、事務局を業務部、調査部、総務部の3部制として各事業を再編し、フラットな組織体制への衣替えを図った。

(1) 公益目的事業1（普及啓発事業）

・出版事業は、新刊『イラストでわかるはじめての社会福祉法人会計』のほか、『税務実務』の改訂版（第三版）を刊行し、『公益法人ガバナンス・コードの解説』、『運営実務』（改訂版）等の編集作業を進めた。

・国内外非営利組織連携では、日・中・韓で年次開催している「東アジア市民社会フォーラム」第10回を当協会主催にて10月末に2日間の日程で開催。「長寿社会と市民社会」

をテーマに、高齢化問題に対する各国の市民社会組織の取り組みや経験の共有、学び合いの機会を創出した。

- ・メディア対策として「公益法人マスコミ懇談会2019」を開催。

#### (2) 公益目的事業2（支援・能力開発事業）

- ・相談事業では、相談員の増強に努め、対応曜日を増やす等、充実した相談体制の継続に努めた。2月下旬からは新型コロナウイルスの感染防止の観点から、面接相談の見合わせを行ったが、電話相談は、1ヶ月当たり500件にも上り、会員を中心に活用いただけたと考えている。また、内閣府より受託した「公益法人制度の普及促進のための相談会形式による広報業務」（外部相談会）においても、同様に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、2回が延期の末中止となり、計12回の実施となった。
- ・セミナー事業では、全国主要都市において、特別セミナー、会計セミナーとも前年度とほぼ同回数を実施したほか、社会福祉法人を対象とした会計セミナーはテーマの体系化を図り安定化をみた。講師派遣は、公益法人、一般法人等の要請に応え、前年度4割増であった。

#### (3) 公益目的事業3（調査研究・提言事業）

- ・調査研究では、民間法制・税制調査会を開催し、英国における小規模法人対策等の調査のため9月末から10月初めにかけて訪英調査団を派遣し報告書を取りまとめた。
- ・専門委員会では、法制・コンプライアンス委員会において「公益法人ガバナンス・コード」を取りまとめた。また、税制・会計委員会において「令和2年度税制改正要望」を取りまとめた。

#### (4) 法人管理

- ・入会39件に対して退会40件となり、期末会員数は1,423件であった。
- ・2019年度は542万円の赤字予算であったが、年度終盤に新型コロナウイルスの影響を受けセミナーの開催を見合わせたことも影響し、赤字が増大しマイナス872万円となった。

#### 〔計算書類等〕

次に、議長の求めに応じて、鈴木副理事長より第2号議案について別資料を元に次のとおり説明があった。説明によると、貸借対照表について、当協会の場合例年大きく変動する財務体質ではないが、2019年度については、流動資産の現預金が960万ほど減少しているが、これは赤字が700万ほど出たことの反映である。また、特定資産の退職給付引当資産が950万ほど減少しているが、これは職員1名の定年による退職金の支出が主たる理由である。これらを主な要因とし、負債及び正味財産合計に1700万ほどのマイナスの変動が生まれている。次に、正味財産増減計算書について、2019年度は経常収益が約2億2,900万円である一方、経常費用は約2億3,800万円であり、当期経常増減差額は872万円のマイナスとなった。当初予算では500万円ほどのマイナスを予想していたところ、さらに370万円ほど赤字が増えたことになるが、その要因としては、出版事業において、当初予定していた書籍の出版ができなかったことにより予算に対し343万円の未達になったこと、また、セミナー事業において、特に3月度のセミナーが中止に追い込まれ収益が減少したことのほか、予想

以上に、通信運搬費、諸謝金、会場費等の費用がかかったため、予算に対し550万円の未達になったことが挙げられる。さらに、内閣府相談会において、入札額396万円に対し費用が512万円とオーバーした。これは、入札時に競合したため低めの金額設定にしたことも原因であるが、人件費、会場費の増加によるところも大きい。ちなみに2020年度においても本相談会を落札したが経済的に成り立ちうる数字で入札すべく230万ほど上乗せしたので、2020年度については赤字を出すことはないと期待している。なお、コンピュータシステム関連費については、予算対比では371万円の黒字であるが、実行を差し控えた側面もある、とのことであった。

また、税制改正により2018年11月、行政庁の証明を取り付けて設置した「民間公益活動推進基金」は、現物寄附によりその年度どれだけ基金を積み立てたか、監事監査及び理事会承認を経て行政庁に報告するものであるが、2019年度についても寄附がなかった、との説明があった。

議案説明の後、谷村監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第1号及び第2号議案について、次の質疑応答があった。

(太田理事) 内閣府の相談会については、2020年度、結果的に落札できたのか。

(雨宮理事長) 落札できた。

(太田理事) 今回の監査はオンラインで行ったのか、それとも対面か。

(雨宮理事長) 谷村監事が実出席、中田監事及び平川監事はオンライン出席された。

審議の結果、第1号議案、第2号議案とも、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第3号議案「『役員等候補選出委員会による理事並びに評議員候補者名簿及びその定時評議員会への提出』の承認」の件(承認事項)

雨宮理事長より、理事、監事及び評議員の現況とともに、改選期に当たり再任(理事1名)及び新たな就任候補者(理事1名、評議員2名)について、その選出理由、氏名、略歴、当協会との関係等の紹介があり、異議なければ候補者名簿として同選出委員会に提出する旨の議案説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第4号議案「『定時評議員会に提出する定款変更案』の承認」の件(承認事項)

鈴木副理事長より議案説明があった。説明によると、これは昨秋に改定した「理事の職務権限規程」との整合性を図るために行うものであり、変更点は数点である。具体的には、第7条(規律)において、「倫理規程」に「(行動基準)」を追加する。これは、公益法人ガバナンス・コードにおいては倫理だけでなく行動基準も定められていることから、当協会の倫理規程もそれにならい、3月の評議員会にて改定したものである。この文言はもともと定款に規定されていることから、3月の改定による規程名称の変更は正式には定款変更をもって確定するので、形式的ではあるが定款変更を来る6月の定時評議員会に諮るものである。また、

今般の事務局長制の廃止に伴い、第55条（設置等）における、事務局長の文言を除く。附則について、6月25日開催の定時評議員会において特別決議を得られることを予定し令和2年6月25日施行としている。なお、定款変更とは直接関係はないが、第54条（委員会）の第5号として、その他理事会が必要と認めた委員会とあるが、これは後述する創立50周年記念の研究会設立のための受け皿として使うことを考えておりあらかじめご了解いただきたい、とのことであった。

第4号議案について、次の質疑応答があった。

（橋本理事）重要な職員とは何か。

（鈴木副理事長）重要性は適宜理事会で判断している。法律上重要な職員と書かれているだけでその判断はそれぞれの法人に任されている。規約に基づいて選任するか、事実上理事会に諮るかは法人の任意である。当協会ではその都度定めている。

（養理事）重要な職員とは部長クラスのことか。

（鈴木副理事長）それぞれの判断でやるもの。私どもは組織改正に伴い、総務部長、調査部長、業務部長と3部長と分かれたので、それぞれを選任する時に承認いただくことになる。現時点では総務部長と調査部長を長沼事務局次長が、業務部長を自分が兼務しているが、次回決算評議員会終了後の理事会で重要な職員として任命することを諮りたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### 第5号議案「諸規程の改定」の件(決議事項)

鈴木副理事長より議案説明があった。説明によると、これも昨秋に改定した「理事の職務権限規程」との整合性を図るために行うものであり、「事務局長」という職名の削除、担当部長名への変更等である。対象となる規程は、「理事会運営規則」「リスク管理規程」「事務局規程」「出張規程」「給与規程」の5規程である。施行日は、決議日である本日（令和2年6月8日）としたいが、「給与規程」のみ、慣例にならば、令和2年7月1日施行としたい。

第5号議案について、次の質疑応答があった。

（養理事）「リスク管理規程」の第14条（情報管理）において「旧」には「事務局長」の文言があるが、「新」にはない。改定対象ではないということか。

（鈴木副理事長）表記が漏れていた。修正したい。

（養理事）「コンプライアンス規程」にも事務局長が出てくるが、今回の対象でないのはなぜか。

（鈴木副理事長）正確には、「コンプライアンス規程」にある「事務局長」とはコンプライアンス統括部長（＝総務部長）のことで、当協会全体の事務局長のことではない。また、「コンプライアンス規程」と「公益通報者保護に関する規程」は対をなしているが、現在、公益通報者保護法について法案がかけられており、改正になると規程を変える必要が出てくることからその際に必要に応じて変えたいと考えている。

（田中理事）改めて、3つの部の名称を教えて欲しい。

（鈴木副理事長）総務部、調査部、業務部である。

(田中理事) 役員名簿の改正案に、鈴木副理事長に業務部長名が記載しないのか。

(鈴木副理事長) 入れていないのは方針ということではなく、入れても構わない。審議の結果、原案を一部修正のうえ承認することを出席理事全員一致で可決した。

#### 第6号議案「創立50周年記念募金計画」の件(決議事項)

鈴木副理事長より議案説明があった。説明によると、第56回理事会(3月4日開催)において、創立50周年記念事業(シンポジウムの開催、記念出版等)及び新規プロジェクト(研究会設立)について諮り、特に新規プロジェクト(学会設立)について次回の理事会(本日)での再審議となっていたが、新型コロナウイルスの感染拡大により政治・経済・社会情勢に非常に大きな変化があったことから、基本構想としては次のとおりとしたい。①募金目標金額2,000万円を1,000万円に減額し、仮称の学会ではなく内部組織(公益調査研究委員会・仮称)として立ち上げる、②委員会設立は50周年記念事業の一環として行う、③法人化を目指すかどうかは将来の課題とする、④募金の開始時期は2020年10月スタート、⑤募金の具体的な受け皿は協会内の基金的取扱いとする。なお、同委員会においては、規約を作成し、委員長等の人選を行い、事務局は当協会調査部が担う。資金調達は、2020年10月～2022年10月の募集とし、資金の使用の計画と実績は理事会決議事項とし、会計上は指定正味財産として扱い、情報の透明化を図りたい、以上であった。

第6号議案について、次の質疑応答があった。

(太田理事) 結論的には本議案には賛成できない。特に募集目的が50周年、学会の2つあるが、特に後者が中途半端である。本来、学会というものはあらゆる権威から独立し自治権を備え、アカデミックであり社会に役立つものである。法人化はしないけれども任意団体という手もある。例えば日本NPO学会、信託法学会も任意団体である。任意団体で独自に活動していただく。組織内に丸抱えしているのでは、日本学術団体の指定も難しいのではないかと思う。学会を持ちたい、作りたいというのは私自身理事長時代の夢でもあり、実現していただくのはありがたいが、今の時点では生煮えではないか。キーになる学会の先生方に設立趣意書を回し会員を募る等、あくまでも自治で運営すべきものではないか。日本NPO学会でも信託法学会でもすべて会費で運営している。一企業が多額のお金をつけて設立するのはどうか。信託法学会に対し信託協会は毎年10万円しか出していない。大手3信託銀行も10万円だ。大会運営費も50万円くらいである。いきなり1,000万円の寄附を募るのではなく、会員を増やし会費の中で運営していくことを志すものであり、中に取り込んで行うものは問題だと思う。また、新型コロナの問題で、NPO法人も公益法人も財政的に疲弊しているこの時代に募金を行うのはどうか。学会構想もいま一つすっきりしないので、執行部には申し訳ないがしばらく様子を見ていただきたい。

(鈴木副理事長) 任意団体も考えたが、正規の法人を作るのと同じくらい手間暇がかかる。むしろこのような状況下では事実上放棄するというに等しい。3月の理事会において、協会内でスタートしたらどうかというサジェスションを理事からいただいたのでスタートしたい。理想を言いだしたらきりが無い話であり、タイミングを失してはいつまで経ってもできなくなってしまう。厳しい状況のなかであってもやる

べきではないかと思う。

(太田理事) 費用について、謝金や研究大会の見積もりはどうなっているのか。NPO学会や信託法学会にしても、みんながアンビバレントな気持ちを持っている全国公益法人協会の非営利法人学会にしても、研究大会は大学など無料に近いところで行っている。必要なのは紀要(論文集)の出版費用ぐらいなもので、謝金を払っているところなどない。学者にとっては発表することが大変な名誉であり研究紀要に論文を載せることが大変うれしいものである。見積も相当大雑把であり、少し待っていただけないか。

(雨宮理事長) 学会という内容にはなっていない。基金を積んで研究会という形になっており、会長が仰る意味での学会とは形が違う。

(太田理事) 研究会であれば、協会内に法制委員会もある。そのために1千万も募金するようなものにしなくとも、もっとこじんまりと、民間法制・税制調査会もある。ああいったものをもう少し強化していくぐらいのことで十分なのではないか。先ほどお伺いしたが2019年度の決算を見ても800万も赤字が出ている。1年間の資金繰りを見てみると、来年3月には流動資産が1,500万しかない。資金が流出している。当協会の1ヶ月分の支払経費にも満たない。研究会にお金を使う、それを募金で賄うというのは非常に良くない。賛成したいのはやまやまだが反対せざるを得ない。

(義理事) 基本的に太田会長の意見に近いが、50周年記念シンポジウムについては、コロナの状況により見直しを考える面や抑えてやる部分も出てくるだろうと思い、必要最小限度にとどめる必要があると思う。また、委員会についても何らかの支援をすることを考えたいがこれでは財団の理事会で説明できない。資金面等細かい詰めがないと難しい。私どもの財団では寄附ではなく助成という形でしか協力ができないので考慮して欲しい。また、公益法人協会が一番心配なことは正味財産がもともと少ない点である。事業収益がこれからかなり厳しくなることを考えると、早いうちから手を打たないと厳しい状況になる可能性がある。それと本件がどの程度リンクするのかは分からないが、もっと抜本的に公益法人協会を存続させるためにはどうしたらよいか、場合によってはプロジェクトを立ててやる必要があるのではないか。

(高宮理事) 理事の重要な役割の一つは組織のリスク管理である。今日のこの話からすると残念ながら今のお二方と同じ方向での意見を言わざるを得ない。今はコロナのことがあり常態ではない。これからどうなるかも分からない。公益法人協会の組織を維持していく、経営を続けていくということを考えた場合、資金調達が可能なのか、理事会、評議員会での声がけだけでは脆弱である。現況下、周年行事としてこの企画での学会プロジェクトを抱えることが今の公益法人協会の経営体力の中にあり得るのかどうか。運転資金が回らない可能性があるものを抱えることは経営上非常に危険である。公益法人協会には従業員もいる。安定的に経営を維持していかなくてはならない。理事としてはもう少しよく考えた方が良いのではないかと思う。

(雨宮理事長) 確かに資金状況は厳しい状況であり、どうしていくかは考えなくてはならない。皆様のご意見はもっともである。しかし一方で、50周年を機に何かをやりた

いという思いもある。できるだけ身の丈にあった形での50周年をつくるということについてはやめようという気持ちはない。ただ、学会をつくることについては、先ほどから申し上げているとおり、学会ではなく研究会という形であり、民間法制・税制調査会の一つという風にも思っていたところもある。一方、公益法人協会を運営していくことも厳しい状況である。最終結論に至っていないというのが現状であり、形の上で50周年はぜひやりたいが、そこに行くまでの時間をもう少しいただいた方が良いのかと感じる。

(堀田理事) 3月の議論に参加していないので基本からの話になってしまうが、50周年に当たり、しっかりした、公益法人全体にとって意味のある記念事業をやりたい、それを続ける仕組みもつくりたいという積極的な姿勢は評価したいと思う。財政上の問題はあがるが、その内容が公益法人の多くにとってプラスになる、有益なものであれば、頑張って支援して出そうという機運をつくることは可能だと思う。しかし、いま公益法人全体、それぞれの公益法人にとって何が問題かといえば、だいたい法制度の立て付けが悪い、各法人が収支相償には非常に困っている、無理な経理をしている、遊休財産についても非常に困っている、これが正当に困らざるを得ないなら分かるが、理屈の通らない財務省的な視点からの公益法人に対するチェックが入ったから歪んでいるのが実情である。歪んだ正道を直すこと、少しでも早く直し、各公益法人が公益法人らしく自由にのびのびと活動できるような仕組みにすることが客観的にみても一番大事であり、志ある公益法人はそれを望んでいる。民間法制・税制調査会でもやっているが、理屈はかなりのところまで合意できている、もう少し基礎研究を行えば、もう少し理論武装すれば、これはおかしいと理屈面でも実務面でもはっきりと言える。だから50周年で何を取り組むかと言えば、せつかく50年かかって官製の公益法人がここまで民のための公益法人らしくなってきたのだから、理屈的におかしい、実務的におかしいことについて、全力でかかるべきであり、また、もしそれをやっていくのであればそれぞれの公益法人はおかしいことはもう分かっているので協力はしてくれるのではないか。記念事業であっても、もう一度しっかりそこに焦点をあてた事業にすべきであろう。単に出ている本の改定では済まないだろう。もう一遍基本から、真正面から立案する事業であるべきだ。調査会に丸投げのようなことではなく、公益法人協会全体として、正しい制度になるまで真正面から取り組み続けることではないか。もし公益法人協会全体としてやるのが体制としてむずかしいということであれば、調査会や委員会をつくってもよいが、調査するのではない。おかしいということをおかしいという、是正されるまで全力をあげる内部の仕組みであれば、目的にかなうから、各公益法人の多くは賛成するだろう。機能的な、調査研究機関ではない、実務的、実践的な組織をつくられるというのであればよいのではないかと思う。

(山岡理事) 3月の理事会時点で、学会をつくりたいということ、そのこと自体は重要なことと受け入れた。それは、多様な価値観を持ち、多様な研究の蓄積をしていくことが公益法人には少ない。研究推進基金的なものならよいのではと述べた。公益法

人協会がプロデュースする研究会もあるが、今までの仕組みではできない、いろいろな人が競い合って研究する状況を作ることが良いのではと3月の理事会で発言したが、この仕組みだとできないかもしれないと思った。ただ、これはこれで回答としてあるのかなと思う。ただし、事務局はすごく大変になる。大勢の人が公益法人の研究に参加するような流れになればいいなあと思ったのが、3月の自分の主旨である。

(早瀬理事) 公益法人協会のこれまでの取り組みで魅力的だと思っているものはアドボカシーである。おかしいときにしっかりとおかしいと言ってこられてきた。今回の学会や研究会の構想の必要性はあり、研究活動を応援する仕組みを作ること自体に反対ではないが、講師派遣収入もウェビナー方式をとらないと収益が厳しくなっている。公益法人協会自身の財政基盤のために50周年募金を行うことでも全く良いのではないかと思っている。

(雨宮理事長) 皆様の多くのご意見に感謝する。いろいろなご助言はそれぞれ、もっともだと思う。確かに今、当協会の存立が問われている。50周年で何かしなければならぬと無理やり何か加えているところもある。存立基盤のために寄附金を集めるという考えはないが、寄附金は募集している。さわやか福祉財団が行っているような地域助け合いの形で募金し事業を助成したりするような形をとりたいと思ってもなかなかできない。いま当協会は何をすべきかと言えば、公益法人に対し情報が足りないところにきちんと投げることである。今回の持続化協力金の再委託問題についても、怒りを感じている。このようなことに対しきちんと意見を言わないと、それが当然のように受け取られる。一般法人なのに決算報告が出ていないことが問題ではない。本来ならば届くべき公金が中抜きされることについて怒りを感じ対応しなければならないと考えている。話がそれだが、この50周年事業については何回でも議論したほうが良いと思う。いま何をすべきかというところが難しいが、当協会の事業としての方向付けをしてから行わなくてはならないということを感じた。

(太田理事) 皆さんの意見をお伺いし、もっともな点が多いと思う。執行部としてお考えいただきたいのは、公益法人協会はアドボカシー、政策提言を運動体としてやり、世間から信頼を得、市民社会組織の端くれにいる者として評価をいただいている。アドボカシーの経験をさらに効果あらしめるために、より深い基礎研究を行い、エビデンスベースドアドボカシーができるような組織をつくるというのは大賛成である。それは何も学会や研究会をつくり多額の予算をつけるものではなく、民間法制・税制調査会に学者先生に入っていただくなどもあり得ると思う。また、これだけ皆がパンデミックで苦しんでいるときに50周年だからということで1,000万円もの募集をしてよいのかとも思う。もう少しお金を使わない形で50周年にふさわしいものをやれないか、この2つを執行部に考えて欲しい。

(雨宮理事長) 多様な意見をいただいたので、本議案については継続審議としたい。

審議の結果、本議案は継続審議となった。

## ○ 報告事項

以下①～⑥の項目につき、担当執行理事より報告があった。

### ① 2020年度事業の進捗と財務の見直し（鈴木副理事長）

2020年度正味財産増減見込み（キャッシュベース）を作成した。セミナー事業や出版事業を拡大し、事業収益の拡大に最大限努力していきたい。当初予算では収支トントンで予算を立てているが厳しめの数字で決算予想を立てると2,300万円程度の赤字になるものと思われる。これをカバーすべくどうすべきか、対策を立てているところである。

### ② 「新型コロナウイルス」の対応状況（雨宮理事長）

セミナー事業がほぼ中止となっているが、相談事業、広報活動は継続して実施し必要な情報提供を活発に行うとともに、政府、与野党担当部署、内閣府等に対し新型コロナウイルスに関わる支援要望活動を行っている。特に東京都は公益法人に対し協力金を出していないため6月9日、都議会へ要望を出す予定である。

### ③ 内閣府「有識者会議」の動向（鈴木副理事長）

新型コロナウイルスの影響で、5月11日以降公益法人のヒアリングが中止になっている。内閣府からは今後はご破算にして取りまとめに入るとの話もある。このまま答申に向かってしまうと影響が出てくると思うので動向に注視したい。

### ④ 内閣府「相談会事業」の受託（鈴木副理事長）

2020年度は税抜きベースで600万円弱の金額で受託した。収支は償うものと期待している。

### ⑤ 『「公益法人ガバナンス・コード」の解説』の刊行（鈴木副理事長）

同書を本年5月に出版することができた。各公益法人でこのコード策定に取り組んでいるというアピールが必要であり、まずは形式的にでもつくって取り組む姿勢を示していただきたい。

### ⑥ その他報告

上記⑤までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」（出版、Web、国内外連携）及び公2「支援・能力開発」（相談室、セミナー、機関誌、情報公開）並びに「法人管理」（会員、社内システム、団体保険等）が鈴木副理事長、公3「調査研究・提言」（各種研究会等、提言・要望活動）が雨宮理事長及び鈴木副理事長であった。

また、雨宮理事長から、今月25日の定時評議員会後に開催を予定していた臨時理事会は、決議の省略の方法に替えてご同意をご依頼するが、議題は、代表理事1名の選定、7月以降の役員報酬額及び重要な職員の選任である旨の説明があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和2年6月8日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちず子